

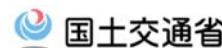
## 地方分権改革に関する地方からの提案について ＜地域公共交通関係＞

平成29年8月2日  
国土交通省総合政策局・自動車局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 地方分権改革に関する地方からの提案について ＜地域公共交通関係＞



管理番号	提案区分	要望の概要	第1次回答概要
23	B 地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	通達改正等により企業等からの持ち込み車両を用いることも可能とする。
77 202	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第21条に基づく実証試行期間の緩和	乗合旅客の運送については、本来第4条の許可を受けて行うべきものであるところ、第21条の規程は、突発的に発生する需要等に可及的速やかな対応を図ることを目的として、例外的に認めているものであるため、その期限を原則として1年以下としている。 実証実験について、その確実な成果を得ることを目的として実験開始後の計画変更又はデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合には、再度許可を行うことを明確化し、周知する。
94	B 地方に対する規制緩和	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを可能とするための措置を講ずることとしている。 今回措置を講ずることを検討している過疎地域における取組以外の御提案のような措置については、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点も踏まえつつ検討する必要があるところである。
96 162	B 地方に対する規制緩和	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	国土交通省の要望を受け、警察庁より、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、一定の基準を満たす停留所の特定部分について、道路交通法第46条の規定による当該車両に係る駐（停）車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察へ周知済み。 また、国土交通省において、上記取扱いについてホームページにおいて公開及び周知しているところ。
203	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	路線の変更等については、適切な地域公共交通の実現を図る上で、その様態や運賃・対価等について地域の関係者間で協議をする必要性・重要性は高いものであるから、会議において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、地域の関係者間において協議が調うことが必要である。 一度会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合については、更なる協議は必要ない。これについては、周知徹底する。 また、地域公共交通会議において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、会議に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること等により、簡素化が可能。
275	B 地方に対する規制緩和	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	コミュニティバスの導入については、既存事業者を含めて、全体として整合性のとれたネットワークを構築することにより適切な地域公共交通の実現を図る観点から、地域の関係者間において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、協議が調うことが必要である。 協議を行うにあたっては、関係者間のコンセンサス形成を目指して、十分議論を尽くして行うものであるが、議決方法はあらかじめ設置要綱に定めることとしており（ガイドライン5.（1））、その具体的な方法は、当該地域において適切に定められるものである。現に、全国の複数の地域において「交通会議の議決方法は、出席者の過半数で決する」と規定されているところである。

第1次回答概要

通達改正により企業等からの持ち込み車両を用いることも可能とする。

	現行	改正後
	持ち込み車両の使用の可否	持ち込み車両の使用の可否
市町村運営有償運送	×	○
公共交通空白地有償運送	○	○
福祉有償運送	○	○

◆ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）（抄）  
（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者であって第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

第1次回答概要

乗合旅客の運送については、本来第4条の許可を受けて行うべきものであるところ、第21条の規程は、突発的に発生する需要等に可及的速やかな対応を図ることを目的として、例外的に認めているものであるため、その期限を原則として1年以下としている。

実証実験について、その確実な成果を得ることを目的として実験開始後の計画変更又はデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合には、再度許可を行うことを明確化し、周知する。

◆ 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）  
（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

◆ 「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」

1 許可の範囲

2 1条許可は、運行する期間が1年以下のものとし、次のいずれかに該当する場合において行うこととする。

(1) イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。

(2) (略)

4 許可に付す期限

許可にあたっては、原則として1年以下の期限を付すものとする。

第1次回答概要

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを可能とするための措置を講ずることとしている。

今回措置を講ずることを検討している過疎地域における取組以外の御提案のような措置については、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点も踏まえつつ検討する必要があるところである。

<タクシーによる貨物運送を可能とする通達案の概要>

○タクシー事業者がタクシー車両を用いてトラック事業を行う場合、トラック事業の許可を取得することが必要。

○許可の主な要件や条件は以下の通り。

- ・最低車両台数については、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。  
(混載に用いる車両を5台(=トラック事業の最低車両台数)保有する必要はない。)

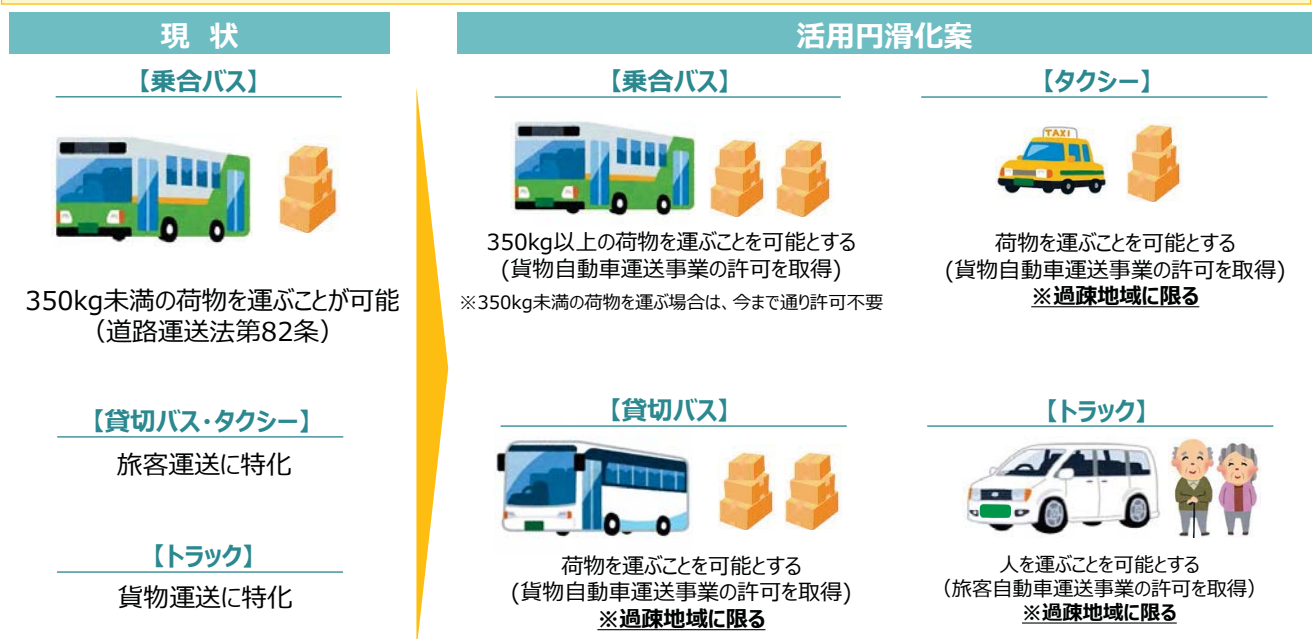
- ・運送を行う区域については、貨物運送の発地又は着地を過疎地域とすることとする。

※過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの

自動車運送業の生産性向上プラン

□ **自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少**により、**過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保**が深刻な課題となっている。

➡ 自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、**サービスの「かけもち」を可能とする。**



## 第1次回答概要

国土交通省の要望を受け、警察庁より、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、一定の基準を満たす停留所の標示柱又は掲示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法第46条の規定による当該車両に係る駐（停）車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察へ周知済み。

また、国土交通省において、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施政策のための手引きに掲載し、ホームページにおいて公開及び周知しているところ。

## ◆ 道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条 前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

## 地域公共交通会議について

## 設置の目的

道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置。

## 協議事項

- ◆ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ◆ 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ◆ その他これらに関し必要となる事項

## 主催者

地方公共団体の長（複数市区町村共同、都道府県も可）

## 構成員

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ◆ 主催者（地方公共団体の長）      | （必要がある場合） |
| ◆ 旅客自動車運送事業者（又はその団体） | ◆ 道路管理者   |
| ◆ 住民又は旅客             | ◆ 都道府県警察  |
| ◆ 地方運輸局長             | ◆ 学識経験者 等 |
| ◆ 労働組合               |           |



## 第1次回答概要

路線の変更等については、適切な地域公共交通の実現を図る上で、その様態や運賃・対価等について地域の関係者間で協議をする必要性・重要性は高いものであるから、会議において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、地域の関係者間において協議が調うことが必要である。

一度会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合については、更なる協議は必要ない。これについては、周知徹底する。

また、地域公共交通会議において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、会議に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること等により、簡素化が可能。

## ◆ 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条（略）

2・3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## ◆ 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（抄）

3.（1）④ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。

なお、運行回数や運行時刻の変更については、地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい。

## 275 コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し 国土交通省

## 第1次回答概要

コミュニティバスの導入については、既存事業者を含めて、全体として整合性のとれたネットワークを構築することにより適切な地域公共交通の実現を図る観点から、地域の関係者間において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、協議が調うことが必要である。

協議を行うにあたっては、関係者間のコンセンサス形成を目指して、十分議論を尽くして行うものであるが、議決方法はあらかじめ設置要綱に定めることとしており（ガイドライン5.（1））、その具体的な方法は、当該地域において適切に定められるものである。現に、全国の複数の地域において「交通会議の議決方法は、出席者の過半数で決する」と規定されているところである。

## ◆ 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（抄）

1. 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

5. 地域公共交通会議の合意

（1） 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなす。地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分議論をつくして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

地域公共交通会議は、施行規則第9条第2項又は施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、地域公共交通会議における協議が調った場合に申請者（届出者）に対し交付するものとする。